

大阪大学核物理研究センター購入物品機種選定取扱細則

第1条 国立大学法人大阪大学購入物品機種選定取扱規程第8条の規定に基づき、核物理研究センター（以下「センター」という。）における購入物品機種選定の取扱いに関し、この細則を定める。

第2条 センターにおいて物品を購入しようとするときは、必要のつど、当該物品ごとに機種選定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員により組織する。

- 一 当該物品を主として使用する部門等の教授
- 二 当該物品を利用する部門等の教員等 若干名
- 三 前各号以外にセンター長が必要と認める者 若干名

第4条 委員会の委員は、国立大学法人大阪大学会計規程第12条第1項に定める予算責任者（以下「予算責任者」という。）が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員を招集し、その議長となる。

第5条 委員会は、予算責任者の諮問に応じ、一契約の価格が500万円以上となる物品を対象として審議する。

ただし、500万円未満となる物品であっても、予算責任者が必要と認めた物品については審議対象とすることができる。

第6条 予算責任者は、一契約価格が1,000万円以下となる物品であって、適当と認めた場合は、委員会に代えて複数の者を指名し、それらの者に機種選定を行わせることができる。

第7条 委員会または前条により指名された者（以下「委員会等」という。）は、次の各号に掲げる事項を専門的に検討し、物品の選定を行うものとする。

- 一 当該物品の必要性に関すること。
- 二 性能等の比較検討に関すること。
- 三 その他参考となる事項。

第8条 委員会等は、物品の機種を選定したときは、別紙様式による選定理由書を作成し、選定の経緯を示す関係書類を添付して、予算責任者に報告するものとする。

第9条 委員会に関する事務は、会計掛で行う。

附 則

この細則は、昭和60年9月9日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。